

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成19年10月25日(2007.10.25)

【公表番号】特表2007-505042(P2007-505042A)

【公表日】平成19年3月8日(2007.3.8)

【年通号数】公開・登録公報2007-009

【出願番号】特願2006-525536(P2006-525536)

【国際特許分類】

A 6 1 K	36/00	(2006.01)
A 6 1 K	36/18	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
A 6 1 P	29/00	(2006.01)
A 6 1 P	37/04	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 K	31/7068	(2006.01)
A 6 1 K	31/337	(2006.01)
A 6 1 K	31/675	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	35/78	W
A 6 1 K	35/78	C
A 6 1 K	45/00	
A 6 1 P	35/00	
A 6 1 P	29/00	
A 6 1 P	37/04	
A 6 1 P	43/00	1 1 1
A 6 1 P	43/00	1 0 7
A 6 1 K	31/7068	
A 6 1 K	31/337	
A 6 1 K	31/675	

【手続補正書】

【提出日】平成19年9月6日(2007.9.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

抗癌治療のための組成物であって、該組成物は：

Ganoderma lucidumの抽出物、Salvia miltiorrhizaの抽出物、およびScutellaria barbataの抽出物のうちの2つ以上の予防治療有効量を含み、ここで、各抽出物は、約10重量%～約50重量%を構成し、該組成物は癌を発生する危険性のある個体への投与に適する、組成物。

【請求項2】

前記抽出物が、熱水抽出物である、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

前記抽出物が、有機抽出物である、請求項1に記載の組成物。

【請求項4】

前記抽出物が、酢酸エチル抽出物である、請求項1に記載の組成物。

【請求項5】

前記抽出物が、抗炎症、免疫増強、TNF- α を放出するためのリンパ球の誘発、および細胞増殖の促進からなる群より選択される少なくとも1つの特性を示す、請求項1に記載の組成物。

【請求項6】

前記抗炎症活性が、COX-1よりもCOX-2を選択的に阻害する、請求項5に記載の組成物。

【請求項7】

前記癌が、肺癌である、請求項1に記載の組成物。

【請求項8】

前記癌が、子宮頸癌である、請求項1に記載の組成物。

【請求項9】

さらに、Camellia sinensis(緑茶)の抽出物を含有する、請求項1に記載の組成物。

【請求項10】

抗癌治療のための組成物であって、該組成物は：

(a) 治療有効量のGanoderma lucidumの抽出物、Salvia miltiorrhizaの抽出物、およびScutellaria barbataの抽出物のうちの2つ以上；および

(b) 治療有効量の少なくとも1つの化学療法因子を含み、ここで、各抽出物は、約10重量%～約50重量%を構成し、該組成物は、癌の初期段階の個体への投与に適する、組成物。

【請求項11】

前記抽出物が、熱水抽出物である、請求項10に記載の組成物。

【請求項12】

前記抽出物が、有機抽出物である、請求項10に記載の組成物。

【請求項13】

前記抽出物が、酢酸エチル抽出物である、請求項10に記載の組成物。

【請求項14】

前記抽出物が、抗炎症、免疫増強、TNF- α を放出するためのリンパ球の誘発、および細胞増殖の促進からなる群より選択される少なくとも1種の特性を示す、請求項10に記載の組成物。

【請求項15】

前記抗炎症活性が、COX-1よりもCOX-2を選択的に阻害する、請求項14に記載の組成物。

【請求項16】

さらに放射線治療、化学療法、手術、免疫療法、光ダイナミック療法、およびこれらの組み合わせからなる群より選択される1種以上の治療有効量の抗癌処置を含む、請求項10に記載の組成物。

【請求項17】

前記癌が、肺癌、小細胞肺癌、および非小細胞肺癌からなる群より選択される、請求項10に記載の組成物。

【請求項18】

前記癌が、子宮頸癌である、請求項10に記載の組成物。

【請求項19】

前記癌が、前立腺癌である、請求項10に記載の組成物。

【請求項20】

前記化学療法因子が、ゲムシタピンおよびメトトレキサートからなる群より選択される、請求項10に記載の組成物。

【請求項21】

前記化学療法因子が、微小管重合を乱す、請求項10に記載の組成物。

【請求項22】

前記化学療法因子が、パクリタキセル、ドセタキセル、エトポシド、ピンクリスチン、ピンプラスチン、およびビノレルビンからなる群より選択される、請求項21に記載の組成物。

【請求項23】

前記化学療法因子は、シクロホスファミド、4-ヒドロペルオキシシクロホスファミド、チオテバ、タキソール、ドキソルビシン、ダウノルビシンおよびネオカルジノスタチンからなる群より選択される、請求項10に記載の組成物。

【請求項24】

さらに、Camellia sinensis(緑茶)の抽出物を含む、請求項10に記載の組成物。

【請求項25】

抗癌治療のための組成物であって、該組成物は：

(a) 各々該組成物の約10重量%～約50重量%を構成する、治療有効量のGano derma lucidumの抽出物、Salvia miltiorrhizaの抽出物、およびScutellaria barbataの抽出物のうちの2つ以上；

(b) 治療有効量の少なくとも1つの化学療法因子；および

(c) 治療有効量のHippophae rhamnoidesの抽出物を含み、該組成物は、癌の初期段階の個体への投与に適する、組成物。

【請求項26】

前記抽出物が、熱水抽出物である、請求項25に記載の組成物。

【請求項27】

前記抽出物が、酢酸エチル抽出物である、請求項25に記載の組成物。

【請求項28】

前記抽出物が、有機抽出物である、請求項25に記載の組成物。

【請求項29】

前記抽出物が、抗炎症、免疫増強、TNF- α を放出するためのリンパ球の誘発、および細胞増殖の促進からなる群より選択される少なくとも1つの特性を示す、請求項25に記載の組成物。

【請求項30】

前記抗炎症活性が、COX-1よりもCOX-2を選択的に阻害する、請求項29に記載の組成物。

【請求項31】

前記Hippophae rhamnoidesの抽出物が、熱水抽出物である、請求項25に記載の組成物。

【請求項32】

さらに放射線治療、化学療法、手術、免疫療法、光ダイナミック療法、およびこれらの組み合わせからなる群より選択される1種以上の治療有効量の抗癌処置を含む、請求項25に記載の組成物。

【請求項33】

前記癌が、肺癌である、請求項25に記載の組成物。

【請求項34】

前記癌が、子宮頸癌である、請求項25に記載の組成物。

【請求項35】

前記癌が、前立腺癌である、請求項25に記載の組成物。

【請求項 3 6】

前記化学療法因子が、ゲムシタビンおよびメトトレキサートからなる群より選択される、請求項 2 5 に記載の組成物。

【請求項 3 7】

前記化学療法因子が、微小管重合を乱す、請求項 2 5 に記載の組成物。

【請求項 3 8】

前記化学療法因子が、パクリタキセル、ドセタキセル、エトポシド、ビンクリスチン、ビンプラスチン、およびビノレルビンからなる群より選択される、請求項 3 7 に記載の組成物。

【請求項 3 9】

前記化学療法因子が、シクロホスファミド、4-ヒドロペルオキシシクロホスファミド、チオテパ、タキソール、ドキソルビシン、ダウノルビシンおよびネオカルジノスタインからなる群より選択される、請求項 2 5 に記載の組成物。

【請求項 4 0】

さらに、Camellia sinensis (緑茶) の抽出物を含む、請求項 2 5 に記載の組成物。

【請求項 4 1】

抗癌組成物であって、該組成物は、Ganoderma lucidum の抽出物、Salvia miltiorrhiza の抽出物、およびScutellaria barbata の抽出物のうちの 2 つ以上を含有し、各抽出物は、治療有効量を含有する、組成物。

【請求項 4 2】

前記抽出物が、抗炎症、免疫増強、TNF- α を放出するためのリンパ球の誘発、および細胞増殖の促進からなる群より選択される少なくとも 1 つの特性を示す、請求項 4 1 に記載の組成物。

【請求項 4 3】

前記抗炎症活性が、COX-1 よりも COX-2 を選択的に阻害する、請求項 4 2 に記載の組成物。

【請求項 4 4】

さらに、治療有効量の少なくとも 1 つの化学療法因子を含有する、請求項 4 1 に記載の組成物。

【請求項 4 5】

さらに、治療有効量の少なくとも 1 つの化学療法因子および治療有効量のHippophae rhamnoides の抽出物を含有する、請求項 4 1 に記載の組成物。

【請求項 4 6】

前記化学療法因子が、微小管重合を乱す、請求項 4 1 に記載の組成物。

【請求項 4 7】

前記化学療法因子が、パクリタキセル、ドセタキセル、エトポシド、ビンクリスチン、ビンプラスチン、およびビノレルビンからなる群より選択される、請求項 4 1 に記載の組成物。

【請求項 4 8】

前記化学療法因子が、ゲムシタビンおよびメトトレキサートからなる群より選択される、請求項 4 1 に記載の組成物。

【請求項 4 9】

前記化学療法因子が、シクロホスファミド、4-ヒドロペルオキシシクロホスファミド、チオテパ、タキソール、ドキソルビシン、ダウノルビシンおよびネオカルジノスタチンからなる群より選択される、請求項 4 1 に記載の組成物。

【請求項 5 0】

各抽出物が、およそ等量で使用される、請求項 4 1 に記載の組成物。

【請求項 5 1】

各抽出物が、熱水抽出物である、請求項 5 0 に記載の組成物。

【請求項 5 2】

各抽出物が、有機抽出物である、請求項 5 0 に記載の組成物。

【請求項 5 3】

各抽出物は、酢酸エチル抽出物である、請求項 5 2 に記載の組成物。